

宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱

昭和49年4月1日
福祉保健部こども政策課

(趣旨)

第1条 県は、乳幼児の保護者の経済的負担を軽減するとともに乳幼児の福祉の向上を図るために、予算で定めるところにより乳幼児の医療費助成事業を行う市町村に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、別表のとおりとする。
(申請書に添付すべき書類)

第3条 規則第3条第4号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金所要額調書とする。

(申請の取下げのできる期間)

第4条 規則第8条第1項の規定により、申請の取下げのできる期間は、補助金の交付決定の通知を受領した日から10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第5条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

(状況報告)

第6条 規則第11条の規定による状況報告は、指定する日現在における遂行状況を、子育て支援乳幼児医療費助成事業遂行状況総括表により、指定する期日までに行わなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金精算書

(2) 事業実績書

(3) 歳入歳出決算（見込み）書

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた市町村長は、この補助事業に係る書類を整備し、当該年度終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた市町村長が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 事業の執行が著しく適正を欠くと認められたとき。

(3) その他規則又はこの要綱に違反したとき。

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、昭和49年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和57年8月13日から施行する。ただし、別表及び別記様式第1号の改正規定中1人当たり月額控除単価に係る部分は、昭和57年10月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定(別表及び別記様式第1号の改正規定中1人当たり月額控除単価に係る部分は除く。)は、昭和57年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和61年1月20日から施行する。ただし、別表の改正規定中3歳に達する日の属する月の末日までの者に係る部分は、昭和61年4月1日から、児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額を越えない者に係る部分は、同年6月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定により補助対象経費とされている昭和60年度中に3歳児である乳幼児の保険給付に係る助成については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

2 改正後の宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費について適用し、同日前に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度の予算に係る宮崎県乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年1月1日から施行し、平成12年度の予算に係る補助金から適用する。
- 2 改正後の宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費について適用し、同日前に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定に基づく市町村の条例の施行が平成13年1月2日以降である場合、条例の施行日以後に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費について適用し、同日前に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度の予算に係る宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。
- 2 改正後の宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費について適用し、同日前に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。
- 2 改正後の宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後に医療機関において受診した幼児に係る医療費についての市町村助成経費について適用し、同日前に医療機関において受診した乳幼児に係る医療費についての市町村助成経費については、なお従前の例による。ただし、3歳以上の者の入院外に係る医療費については、平成20年10月1日以後に医療機関において受診した幼児に係る医療費についての市町村助成費について適用する。
- 3 宮崎県子育て支援幼児入院医療費助成事業費補助金交付要綱（平成17年4月1日定め）は廃止する。ただし、平成19年度の予算に係る宮崎県子育て支援幼児入院医療費助成事業費補助金交付要綱の規定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、平成21年度の予算に係る宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行し、平成24年度の予算に係る宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金から適用する。

別表（第2条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補 助 額
<p>(1) 医療費助成金 次の各号の条件をすべて満たす乳幼児の医療費に係る一部負担金について、市町村が現物給付により助成する場合における当該助成に要する経費 ア 小学校入学前まで（6歳に達する日以後最初の3月31日まで）の者であること。ただし、3歳以上（3歳に達する日の属する月の翌月以後）の者の入院外に係る医療費については、その者の保護者が次の要件に該当していること。 児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「改正前の法」という。）附則第7条第1項の規定による給付を受けることができる者であって、前年の所得（1月から5月までの月分については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、460万円（扶養親族等及び児童があるときは、460万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額)を超えないもの又は改正前の法附則第8条第1項の規定による給付を受けることができる者であって、前年の所得が、532万円（扶養親族等及び児童があるときは、532万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老</p>	<p>(1) 医療費助成金 入院、入院外の区分ごとに次の算式による算定した額の合計額 A-B-C A：乳幼児の医療費に係る一部負担金の年間合計額 B：自己負担額の年間合計額 C：社会保険各法による高額療養費及び附加給付額年間合計額 (2) 審査支払手数料 別に通知した1件当たりの額に件数を乗じた額</p>	<p>第2欄のそれぞれに定める補助基準額に2分の1を乗じて得た額。ただし、それぞれにおいて、1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。</p>

<p>人扶養親族 1 人につき 4 4 万円) を加算した額) を超えないものであること。</p> <p>イ 社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること ウ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）その他の法令により、国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担されている者でないこと。</p> <p>(2) 審査支払手数料 現物給付により助成する場合、その審査支払に要する費用</p>		
<p>備 考</p> <p>1 「現物給付」とは、宮崎県内の保険医療機関及び市町村が指定する宮崎県外の保険医療機関で助成条件を満たす者が医療を受けた場合に、市町村がその者に代わり保険医療機関に助成対象医療費を支払うことをいう。ただし、助成条件を満たす者が、市町村が指定していない宮崎県外の保険医療機関で医療を受けた場合並びに療養費及び家族療養費に係る医療を受けた場合で、市町村がその者に助成した経費についても補助対象に含めることとする。</p> <p>2 「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。</p> <p>(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号） (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号） (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号） (4) 地方公務員等共済法（昭和 37 年法律第 152 号） (5) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号） (6) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）</p> <p>3 「一部負担金」とは、社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき保険診療分に係る額をいう。なお、「保険給付」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費 (2) 社会保険各法に規定する被扶養者にあっては、前号に掲げる保険給付を受ける者が負担すべき保険診療分に係る額をいう。</p> <p>4 「自己負担額」は、薬局を除き、1 診療報酬明細書につき 350 円（3 歳以上の者の入院外医療費にあっては 800 円）とする。ただし、県の定める額を超えて自己負担額を設定している市町村にあっては、その額とする。</p>		

